

## 第56回水資源機構契約監視委員会 審議概要

開催日及び場所	令和7年1月21日（火） 機構本社会議室	
委員	篠原焔夫（弁護士）、田中規夫（大学院教授）、藤川智紀（大学教授）、富樫美加（水資源機構監事）	
審議事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 令和6年度上半期の一者応札の状況について</li> <li>2. 令和6年度上半期における一者応札・一者応募に関する点検について</li> <li>3. 令和6年度上半期における随意契約に関する点検について</li> <li>4. 新規随意契約案件について</li> </ol>	
	委員	機構事務局
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 令和6年度上半期の一者応札の状況について</li> <li>2. 令和6年度上半期における一者応札・一者応募に関する点検について</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下笠ダム庁舎外清掃業務について、一者応札であったことも課題であるが、応札者の落札率が40%であったところも課題であるとする。本件の入札に際し、応札者がもう少し高い契約額だと思えるのであれば、入札者も増えると考えられるが、過去の当該業務の契約金額からこの入札額でないと落札できないと思われるのか。</li> <li>・ 仮に業者が必要経費を削ってまで受注しようとする姿勢があるのであれば、その善し悪しはあるにせよ、パートや非常勤などを雇用して人件費を下げっていくということが進ん</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 積算単価については、公表されている公共労務単価を活用しており、入札参加者は当該業務の仕様書や数量表を確認し、ある程度、予定価格の見込みを立てていると考えている。今回、一般競争入札に付しているため、結果として一者応札になっているが、応札時には複数なのか1者なのか把握できない状況である。受注意欲が高い場合には、実際に業務に従事される方、例えば、派遣、パートなどの雇用される方に応じて人件費を算出し、競争を踏まえた価格で応札しているものと理解している。その結果、機構の予定価格と受注者の応札価格に差が生じているものとする。</li> <li>・ 発注者としては、所要の人件費がカットされないことがないよう、必要経費を確保した上で発注しているところであるが、低入札については、業者の企業努力といった部分もあると考えている。ただ、本件につい</li> </ul>

	<p>でいくと、社会の流れとして労働者が減っていくのではないかという懸念があるので、次回以降の入札に向け、適正な積算方法を説明するような仕組みがあってもよいと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建設業界の深刻な人手不足について、複数の様々な要因が考えられるが、一番の要因はなにか。建設業が若者に魅力的に映らない理由はなにか。</li> <li>建設業界は賃金が他の業種に比べ安いということか。</li> </ul>	<p>では、工事やコンサルのように低入札価格調査は行っていないので、賃金の未払い等が生じないよう、発注者として今後も受注者の状況を注視していきたいと考えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現在、3K（きつい、汚い、危険）と言われていた建設業界を、新4K（給与がよい、休暇が取れる、希望がもてる、かっこいい）を目指して、建設業界を挙げて議論、取組みは進められているところであるが、一つの原因に対しての取組みではなく、様々な取組みを組み合わせて実施していくことが必要であると考えている。例えば、給料については国が主導で上げていく、休暇については業界が週休2日制に取り組んでいるので、発注者は発注者の責任として、業界と歩調を合わせながら取り組んでいくことが大切であり、それに加えイメージ戦略を実施し、発信していくことも必要と考える。</li> <li>そういった部分もあると考える。国交省の分析によると、賃金については、全業種で500とした場合、建設業では430位の比率であり、年収自体が低く、また、年間の労働出勤日数についても、全業種より13日少ないなど、他産業に追いついていないので、令和6年度にも国において週休2日工事を遵守するなどの法改正を行い、建設業界のイメージアップについて発注機関全体で取り組んでいるとことである。</li> </ul>
--	---	--

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休みが少なく、賃金が安ければ人は集まらない。政府が給与を上げろといっても、簡単な話ではない。</li> <li>・大学入試科目にも「情報」が入り、ますますソフト的な仕事に流れていくなかで、体を動かす産業へ流れる人は少なくなるのは見えているので、国内の日本人だけではなく、いかに外国人を必要に応じて採用していくかということになる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・賃金や資材価格は国の基準の上昇により、機構においても引き上げているところである。</li> <li>・機構の工事現場においても、外国人労働者の方がおり、コミュニケーション不足から事故が起こることも少なくないので、発注者としても対策が必要と考える。</li> </ul>
3. 令和6年度上半期における随意契約に関する点検について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年度霞ヶ浦開発施設の操作等に関する管理業務（霞ヶ浦河川事務所）について、金額も高額であるが、どのような業務を行っているのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国交省に委託契約を行っている案件の一つであるが、河川管理者として国交省が管理している施設と密接に関連した機構の施設について、国交省において一元的に管理したほうが効率的、合理的であるとして、機構から国交省に施設の操作などの管理業務を委託しているものである。霞ヶ浦開発施設に関しては、湖岸の施設が多いため、金額も比較的高額となっている。このほか、ダム統合管理業務についても同様である。</li> </ul>
4. 新規随意契約案件について	<p><b>【工事・業務実績情報検索提供業務】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・このデータベースを活用することに疑いの余地はないが、利用頻度に比して、これほどの契約数が必要なのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・価格は利用数に応じて決まっている。機構においては、各現場に発注担当者がいるため、その必要となる担当者数から契約数を算出しており、同時に利用した場合でも業務に支障ないようにしている。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>• このデータベースは、この法人が運営するシステムが唯一のものか。</li> <li>• システムへの登録料は誰が払っているのか。登録するのは各企業であるものの、工事、業務の実績を証明するのはこのシステムだと言っているのので、発注者が登録しろと言っているようなものである。機構などの発注者側は、登録側の負担を減らすために、もっと利用料を支払わなければならないかといった議論もあってもよいかと考える。農水省はAGRISを管理しているが、機構のような発注者や各企業は料金を支払わなくてもシステムを利用できる。</li> <li>• 本件については事前承認する。</li> </ul> <p><b>【営繕積算システム賃貸借】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• このシステムの必要賃貸借数として、標準単価作成システムが4組と内訳書作成システムが12組としているが、このシステムがそれぞれどのようなシステムで、必要数の違いについて説明されたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• そのとおりである。工事と業務に係る実績情報を提供できるシステムを有している者は、この法人のみある。</li> <li>• 工事、業務の実績を登録する企業である。</li> </ul> <p>標準単価作成システムは、歩掛かりデータを使って単価をつくるシステムである。その単価を用いて内訳書、設計書の形にするのが内訳書作成システムであり、2つの構成となっている。標準単価作成システムを4組としているのは、機構の当社と中部・関西・筑後の支社局にそれぞれに1組ずつ付与し4管内の建築工事に使用する単価を作成するためである。内訳書作成システムにつ</p>
--	---	---

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・標準単価作成システムは、本社に1組で対応できないのか。</li> <li>・標準単価を4つの本社、中部、関西、筑後でそれぞれ作成し、それぞれのエリアでその標準単価を使用しているのか。</li> <li>・標準単価作成システムでつくられた単価は、対外的に公表されているのか。</li> <li>・入札参加をする際に、企業は積算をするが、その時の使用単価にはならないのか。</li> <li>・そのずれが、結局、低入札や入札不調に至るのではないのか。</li> <li>・低入札や入札不調の要因は、積算の仕方であって、単価のずれによるものではないということか。</li> <li>・このシステムの賃貸借を行っている企業は他にはないのか。</li> <li>・これまでも落札率が100%であったり、九十何%であったりということがあったが、機構が使用しているシステムを業者側も使用し、公表されて</li> </ul>	<p>いては、機構内の各建築職員16名に対して付与し、建築職が実際の積算内訳書システムを使って建築工事に係る内訳書を作ることとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本社に1組では、機構全体の建築業務の件数に対応することはできない。</li> <li>・そのとおりである。積算単価については、工事であれば、その工事の開札日に応じて、最新の単価を工事の地域別に作成する必要があるため、その都度作成しているところである。</li> <li>・単価自体の公表はしていない。</li> <li>・ならない。あくまで機構が計画を作成するために使う単価である。</li> <li>・公表されている公共労務単価、歩掛かり、資材単価を用いて標準単価という複合単価を作成するので、問題ないと考える。</li> <li>・そのとおりである。</li> <li>・他にはない。</li> <li>・同じシステムを使っても、そのまま見積書を提出するとは限らないと考えられる。積算基準がない部分がある場合や下請会社やメーカーの見積により計上する部分がある場</li> </ul>
--	--	--

	<p>いる単価を使用することで、ある程度予定価格を把握することは可能ということか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・急激な物価上昇があった場合には、どのように対応するのか。</li> <li>・労働賃金について、山間部で業務をする場合と平地で業務をする場合とでは、使用する単価は異なるのか。</li> <li>・本件については事前承認する。</li> </ul>	<p>合、受注意欲が見積額に反映される場合など、差が生じる可能性はある</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公表されている基準や単価を基本としつつ、昨今の物価上昇を踏まえ、基準の範囲内で必要な補正をしている。資材に関しては、開札時に合わせて、公表されている月の単価を使用しているものの、民需が高いと物価調査会の価格調査が追いついていない場合があり、結果として不調となる場合があると考えている。</li> <li>・賃金は都道府県単位で決まっており、公共事業はその単価を使って積算している。</li> </ul>
--	---	---

○問い合わせ先

埼玉県さいたま市中央区新都心11番地2

ランド・アクシス・タワー内

電話 048-600-6500

水資源機構契約監視委員会事務局

技術管理室契約企画課長

江頭 憲一（内線 2251）

技術管理室技術調査課長

田中 英晶（内線 4631）